

平成29年度

熊野町農業委員会

議事録

第7回

熊野町農業委員会

平成29年度第7回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成29年8月21日(月)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	小田原勝好
委員	2番	中須 岩登
委員	3番	岩井 治子
委員	4番	橋川 勝則
委員	5番	菅尾 寛治
委員	6番	立花 宏保
委員	8番	庄賀 深雪
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員(1人) 委員 7番 伊藤 亮造

5. 農地利用最適化推進委員

委員	古武家光八
委員	稲垣 寿計

6. 議事録署名委員(2人)

委員	3番	岩井 治子
委員	4番	橋川 勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	穂坂 俊彦
農業委員会 主査	諏訪本壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成29年度第7回熊野町農業委員会を開会します。
議長	はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。
議長	3番 岩井委員と4番 橋川委員を指名します。
議長	それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	議事日程 朗読
議長	それでは、これより審議に入ります。 日程第1、議案第15号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	日程第1議案第15号についてご説明いたします。「農業振興地域整備計画からの除外」について、町の方から農業委員会に対しまして意見照会がありましたので、これについて、ご説明いたします。 まず、農業振興地域整備計画について簡単にご説明致します。 当該計画書については、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づきまして、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町の方で昭和63年3月に策定した計画書でございます。指定した土地について「農用地区域」として指定をしまして、本町では農地が約338haの農地があるとしているのですが、うち150haを農用地区域として指定しているところでございます。

この農用地区域に指定された土地は、農業の用途以外の目的に使用することが出来ないよう制限がされておりまして、農地以外に転用して使用したい場合には、本件のように農用地区域から、まず除外をすることが必要となってまいります。

除外の申請につきましては、本町では2回、6月末までと12月末まで、年に2回受け付けをしております。手続きといたしましては、本件のような意見照会であったり、縦覧公告や異議申立や、町だけでなく県との協議などの手続きも必要となってまいります。特に問題がない場合は、除外することとなるのですがその後、2か月くらいの期間をあけて、再び農業委員会において、農地以外の用途で使用するということで転用の許可申請をご審議頂くこととなります。

概ね、除外の申請から農地転用まで約4か月程度の期間が必要となってこようかと思えます。

では、そういった手続きの中で、今回の議案についてはどういうものにあたるかと申しますと、今回はお配りしていませんが「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2において、農業振興地域整備計画の計画変更、今回は計画区域からの除外に係る計画変更になりますが、これにあたっては、町長は、農業委員会の意見を聴くものと規定されておりまして、農業委員会としては、申し出されている農用地が、代替えすべき土地が無いこと。農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと。農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れが無いことなどといった要件を満たしているものかを審議をいたしまして、農業委員会としては、その計画、要望者が出しております除外理由なんですが、この施設が農業振興地域に建設されることにつきまして、「意見」を付することとなります。

なお、補足ですが、町は、農業委員会へ意見を聴くようにしておりますけども、このことは実は同様に、町は農協へも意見を聴くこととなっております。

では、今回の議案に出させて頂いております2件の除外の申し出書ですが、場所がいいですと阿戸別れ交差点のやや南側のいずれも南側の地域で除外申出がされたもので、いずれも
委員さんと現地調査

等させて頂きました。

さきほど、3点ほど申し上げましたけども、法律上の除外要件について妥当と認められましたので農用地区域から除外し、整備計画を変更しようとするものでございます。

熊野農業振興地域整備計画の変更についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に関連しまして、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。

委員申し上げます。

委員

はい、今、事務局のほうからだいたいことは言って頂いておりますので、場所的なことをもう1回確認して頂きたいと思います。阿戸別れ交差点から黒瀬方面へ200mくらい行ったところへ小さい四つ道路があって、それを南側へ行ったところでまっすぐ行ったら、元の町長のさんのところ、それを西側へ行ったところがこの地図の青い印が付いているところのさんの宅地があって、この宅地と田じゃと思うが今回はこの田の件ですが、この16日の昼から事務局と現場を周ったんですが、周辺は里道と水路が回っておりまして、ただ西側のさんのところがちょっと2町ほど田を植えられているところがありました。そこが境界らしきというのが昔のうちの言葉でいえばゲシなんよね。他のところは皆、水路と里道がずっとあってはっきりしておりりました。

そして、上から降りていったらこの道が軽でも離合出来ないようなところです。そこで南側へさんというお宅があって、その横を分けてもらって進入路を作るというような計画です。ここ一体を全部「ながはな生け花」があって、先がちょっと茶色のようなのが1mくらいパーとあって、2枚は田植えがしてあったが、まあ問題は無いような感じではあったんですが。

この土地を広島株式会社いうところへ譲り渡して、都市計画法に基づき開発を行う。よりよい住宅、団地を作るということです。

委員	家を建てるということか。
委員	団地にするということです。母屋もこの宅地も草ぼうぼうで、いっしょに開発するんじゃないかと思います。半年どもは住んでないような感じでした。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	都市計画法に基づいて、開発許可基準に基づいて開発許可基準に適合しており住宅環境としても南向きで買い物、交通機関も近隣にあり、熊野町の中心に近く住宅地としては適しているということです。それから何かトラブルがあったら事業者において責任を持つということの誓約みたいのが提出されております。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。当案件について、何か質問はありませんか。
委員	農振じゃ言うたのう。ここは。じゃここは市街化区域それとも市街化調整区域か。
事務局	調整区域です。
委員	県道から50m離れたら、これは50m以上あるんか。こりゃ。県道から50無いいんじゃないか。市街化区域いうことがあるんじゃないかいの。
委員	ここは農振じゃけ道より下が農振じゃろう。ほいじゃけえ。
事務局	除外されたところもあり、全部では無かったと思います。

委員	一団厳しい分じゃけえ、市街化調整区域より一つ厳しい分じゃけえこの会議で許可してもらわないと何にも当たられん。それを今言うたように許可してもらうために2人が説明したんですよ。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	南側は何をしよるんか。やっぱり農振。
委員	同じよ。
委員	田んぼ作っておるんか。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	南側へ4 m以上の道があって、大きな川があって、あっち側から出入りされれば問題は無いような。
委員	道が少し狭いよの。南側の道路が。だいたい宅地開発するときには、5 mないといけない。
委員	5 mか、ほいで、ここ進入路はどこから作るん。
委員	はじめ言うたように南側へ いうお宅があるんです。その横をもろうて。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	上は軽が離合出来んような道じゃけえ。ちょうど出あったんじゃけ軽自動車と。
議場	(その他多数の者から発言あり。)

<p>委員</p>	<p>はいじゃこれ進入路が極めて限られておるの。こっちなんぼやるいうても。</p> <p>今、 の方から、 のほうから入る道があるじゃない、川土手か何かの。あれをずっと通って の方へ降りる道を広くするんか。</p>
<p>委員</p>	<p>はいじゃけえここに道が全然無いんですよ。じゃけえ田んぼを隣の方から道を分けてもらうんだと思いますよ。</p>
<p>委員</p>	<p>ここへ連絡路みたいのがあるけえ、この連絡路を大きくするいうことか。 さんの南側に。</p>
<p>事務局</p>	<p>2枚目の黄色で塗ってあるところなんですけど、今回農振から除外する筆なんですけど、そのやや南側にですね、赤い線で囲ってあるところがあるのがわかりますか。そこが今回、接続道として道路になってくるであろうと思われるところです。</p>
<p>委員</p>	<p>2反5畝くらいかの。</p>
<p>議場</p>	<p>(その他多数の者から発言あり。)</p>
<p>委員</p>	<p>かなりの土砂を入れないといけないと思う。トラックがここへ入るんかどうか知らんけど。</p>
<p>委員</p>	<p>進入路が無ければのう。</p>
<p>委員</p>	<p>それで周りに迷惑がかからなければいいが。</p>
<p>委員</p>	<p>周りは問題ないと思う。家が無いんじゃけえ。</p>

委員	ダンプが通るじゃない。
委員	ダンプが通る前に、道路の工事をしないといけないと思う。道路の工事をしてそれから埋立だと思う。
委員	さんの方へ入る道から行くんじゃろう。の方から行くんか。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	人様の財産じゃけ慎重に審議せんにゃいけんが、やらしてくれい言うたらやらんにゃしょうがないわいの。町長もOKじゃろう。農協も町長も。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	迷惑かからんいうんならそれでいいと思いますが、ただ、それだけ心配しておる。
委員	そうよのう。
議長	今、いろいろ質問が出ましたが、他に質問がありましたら、お願いします。
議場	(全員：質問なし)
議長	他に質問がないようでしたら、お諮り ^{はかり} します。 議案第15号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

議場	(全員：質問なし)
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	<p>質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。</p> <p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」はご異議ありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」は承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第3、報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号について、ご説明いたします。</p> <p>市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認められております。市街化区域内に限りですね。</p> <p>ゆえに届出書の方へ法定記載事項が記載され、必要な添付書類などが具備されておれば適法な届出として受理をし、申請者へ受理書を通知しております。</p> <p>本件につきましては、この1ヶ月間の間に農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたものでございまして、この度は、農地法第4条の規定による届出が2件ありました。農地法第4条の規定というのは、これは自己所有地を農地転用するもの、自己の所有のままで農地を他の用途へ替えられるものになりますが、それが2件ありましたので、ご報告させて頂きました。</p> <p>なお、さんが関係人になられたので、退出を頂きました。許可案件では無いのですがご了承ください。以上でございます。</p>

議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>その他、何かございましたらお願いいたします。</p> <p>特にありませんかね。</p> <p>では、事務局より周知事項がありますのでお願いします。</p>
事務局	事務局説明
議長	<p>次回の農業委員会は 9月20日(水)午前9時から 開催予定です。</p> <p>議案については 9月11日以降に事務局が送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、平成29年度第7回熊野町農業委員会を閉会します。</p>